「移住支援補助金」と「子育て世帯ウェルカム補助金」の概要

○長崎市移住支援補助金

東京23区の在住・在勤者※1であった方が長崎市へ移住し、就業又は創業した場合に、**2人以上の世帯は100万円、単身世帯は60万円**を交付します。

○子育て世帯ウェルカム補助金

中学生以下の世帯員がいる**子育て世帯の方**が、長崎県外から長崎市へ移住し、就業又は創業した場合に**35万円**の補助金を交付します。**移住支援補助金の交付を受ける子育て世帯の方**には、**10万円を上積み交付**します。

【補助金の額と要件】

移住元 ＼ 就業・創業	東京23区在住・在勤者			東京23区外在住者
	移住支援補助金		子育て世帯ウェルカム補助金	
就業の場合※3	単身	2人以上の世帯	移住支援金受給者	
	60万円	100万円	10万円	35万円
創業の場合 ※開業・法人設立	創業支援金　200万円 ※創業支援事業の交付決定			

※1　東京圏（東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県）のうち条件不利地域※2を除く地域から東京23区への通勤者

※2　条件不利地域

東京都：　檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村

埼玉県：　秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町

千葉県：　館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町及び清川村

※3　移住支援補助金の場合は、県マッチングサイト「Ｎなび」に掲載された補助金の対象求人に応募し就業したこと。子育て補助金の場合は、県内事業者（個人事業者又は法人）へ就業したこと。